

先進的技術開発促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 先進的技術開発促進事業補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金制度は、市内中小製造業者の先進的な技術開発を促進し、革新的な製品や技術の創出を支援することにより、本市製造業の持続的発展を促し、地域産業の競争力を高め、さらには市内経済の活性化と産業の高度化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 総務大臣が定める日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するもの（個人事業主を除く。）をいう。
- (3) 指定産業地域 企業立地等促進条例（平成10年横須賀市条例第13号）第2条第1号に規定する指定産業地域をいう。
- (4) 工業系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域をいう。
- (5) 工業地区 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画において、工業集積拠点の形成を図ることを目的とした地区をいう。

(補助対象事業者)

第4条 技術開発等に対する補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者であって、次条に定める補助対象事業を行うものとする。

- (1) 市内の指定産業地域、工業系地域若しくは工業地区又は市長が特に認める地域に立地し、製造業に属する事業を主たる事業として営んでいること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業について、この要綱の規定による技術開発等に対する補助金又はこれと同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていないこと。ただし、第5条第2項に規定する実施期間のうち2年度目に実施する事業は除く。
- (3) 市税を滞納していないこと。

- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該中小企業者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 新製品の開発 補助対象事業者が革新的、先進的な技術的開発要素を取り入れて付加価値を高めた新製品の開発および試作を行う事業で、次の各号のいずれにも該当するもの又は新製品の開発および試作として市長が認めるもの

ア 将来の製品化と量産化を目指すもの

イ 物理的な製品の開発及び試作品の製作

- (2) 新技術の開発 補助対象事業者が革新的、先進的な技術の研究開発を行う事業で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 加工方法、工法などの新技術開発

イ 新物質および新材料の開発利用技術の研究

ウ 業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発

エ その他、新技術の研究開発として市長が認めるもの

- 2 補助対象となる事業の実施期間は、当該事業の交付申請を行う年度の翌年度末日を限度とする。

（補助対象外事業）

第6条 前条の規定にかかわらず次の各号に該当する事業は、補助対象外の実業とする。

- (1) 革新的、先進的な技術の開発研究要素のない事業
(2) 開発の主要な部分が自社開発ではない事業
(3) 申請の翌年度内に開発が完了する見込みがない事業
(4) 申請者が開発にかかる経費を負担しない受託開発等
(5) その他市長が補助の対象として適切ではないとする事業

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 原材料又は副材料の購入に要する経費
(2) 機械装置および工具器具の購入又は借入に要する経費
(3) 外注による加工に要する経費
(4) 技術の指導及び調査に要する経費
(5) 特許権出願にかかる経費（次条に掲げる経費を除く）

(6) その他市長が認める経費

(補助対象外経費)

第8条 前条の規定にかかわらず 補助の対象外となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 研究開発の大部分を外部事業者に委託する経費

(2) 実用新案権、意匠権、商標権出願にかかる経費

(3) 他の事業者等との共同出願による特許権出願にかかる経費

(4) 人件費

(補助金額)

第9条 補助金は、予算の範囲内において前条に掲げる経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし200万円を限度とする。ただし、事業の実施期間が2か年度にわたる場合、2か年度目の補助額は、1か年度目を実施した事業に対し交付された補助額を200万円から控除した額を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第10条 補助金の交付の申請の際に、補助金等交付申請書に添える書類は、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類のほか次条に掲げるものとする。ただし、第5条第2項に規定する実施期間のうち2年度目に実施する事業の申請の際は、規則第4条第1号及び第2号並びに次条第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類の記載内容が1年度目の申請で提出したものと変更がない場合は、省略することができる。

(申請書の添付書類)

第11条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。ただし、第2号及び第4号に掲げる書類は、補助金の交付申請を行う者が、当該交付申請を行う日の属する年度と同一の年度に行った市長が別に定める申請において提出した第2号若しくは第4号に掲げる書類の記載内容と変更がない場合は、省略することができる。

(1) 企業の概要書

(2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明証の写し

(3) 直近の歳入歳出決算書抄本

(4) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することがで

きる。

(5) 当該会社の役員の氏名等を記載した一覧表

(6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支報告書

(2) 補助事業に係る領収書等の写し

(3) 補助事業の状況を明らかにした書類、図面、写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金に係る実績報告書の提出を受けたときは、速やかに現地確認を行うものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付に係る規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める各財産の耐用年数とする。

2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する書類の提出があった日とする。

(その他の事項)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。